

# 県内事業者省エネ対策推進事業補助金募集要領

令和6年3月14日

環境森林課

## 1 目的

令和5年度ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱（令和5年8月1日定め。以下「要綱」という。）に基づき、県内事業者の省エネ設備等の導入を支援することにより、エネルギー価格高騰による影響の軽減に寄与するとともに、温室効果ガス排出削減を推進する。

## 2 事業内容等

### (1) 補助対象者

ア 宮崎県内に事業所を置く法人その他団体（国、市町村を除く。）又は宮崎県内の住所地、居所地又は事業場等の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業主。

イ 県税に未納がないこと。

ウ 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

エ 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

オ その他補助が適当でないとして知事が認める者でないこと。

### (2) 補助対象経費及び補助率

別表のとおり

### (3) 予算額

145,680,000円以内

### (4) 事業期間

補助金の交付決定日から令和7年2月28日まで

### (5) 補助条件

ア 導入した設備については、事業用途に使用するものであること。

イ この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

ウ 規則第21条第1項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することによる収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。

エ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

オ その他規則、要綱及びこの要領の定めに従うこと。

### 3 補助金交付申請書等の提出

#### (1) 提出書類

下記書類を1部提出すること。

ア 補助金交付申請書

イ 事業計画書（要綱様式第1号）

ウ 収支予算書（要綱様式第2号）

エ 事業経費に関する見積書（2者以上。ただし、電気自動車は1者で可）

オ 次に掲げる申請者の区分に応じて、それぞれ定める書類

##### (ア) 法人

- ・ 登記簿謄本又は現在事項全部証明書

##### (イ) 個人事業者

- ・ 住民票の写し（発行から3か月以内のもの）
- ・ 青色申告に係る納税地が県内の住所地、居住地又は事業場等の所在地であることを証する書面（事業所得に係る納税通知書の写し等）

カ （電気自動車を申請する場合）運送事業者としての許可、届出がなされていることが確認できる資料

キ 県税に未納がないことの証明（申請を行う日から3か月以内の納税証明書。写し可。）

ク 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（法人の場合）（要綱様式第3号）

ケ 誓約書（要綱様式第4号）

#### (2) 提出方法

郵送

#### (3) 申請受付

随時（予算の上限に到達したときは、受付を終了する。）

#### (4) 提出先

宮崎県 環境森林課 ゼロカーボン社会づくり担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1

### 4 申請にあたっての留意点等

(1) 申請は1事業者につき1回に限る。ただし、複数の実施箇所を含んでもよい。

(2) 交付決定後の書換えは認めない。ただし、軽微なものを除く。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 提出書類に虚偽の記載をした者、補助対象者としての要件を満たさない者の申請は無効とする。

(5) 提出書類の作成及び提出をはじめ申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。

### 5 補助事業の実施にあたっての注意事項

(1) 補助金の交付決定日前に契約など事業に着手した経費は補助対象外となる。

(2) 交付決定を受けた補助事業は、令和7年2月28日までに終了すること。

(3) 実績報告書の提出期限は、令和7年2月28日とする。

(4) 事業終了後も、設備の使用状況等に係る調査に協力すること。

## 6 事務手続きの流れ

### (1) 補助金交付申請【事業者→県】

※受付期間は、令和6年4月1日から12月20日までとなります。

### (2) 補助事業の採択、補助金交付決定の通知【県→事業者】

※交付決定前に契約等を行った場合は補助対象外となります。

### (3) 補助事業開始【事業者】

### (4) 実績報告【事業者→県】

※令和7年2月28日までに実績報告書を提出。

### (5) 補助金額の確定の通知【県→事業者】

### (6) 補助金の請求【事業者→県】

### (7) 補助金の交付【県→事業者】

## 7 問合せ先

宮崎県 環境森林部 環境森林課 ゼロカーボン社会づくり担当

電話：0985-26-7084

FAX：0985-26-7311

E-mail：kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp

別表

補助対象経費		補助率・額
次に掲げる設備の更新に要する経費とし、補助額が20万円以上となる場合に限る。		補助対象経費の合計額の3分の1以内(1,000円未満切り捨て。ただし、1事業者あたり200万円を上限とする。)
種別	補助対象となる要件	
空調設備	次のいずれかに該当する場合。 <ul style="list-style-type: none"> <li>一般社団法人環境共創イニシアチブが定める「令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 公募要領」の別表1に記載の対象設備の基準値を上回る設備</li> <li>統一省エネラベルの省エネ性能が星3以上</li> </ul>	
給湯器	次のいずれかに該当する場合。 <ul style="list-style-type: none"> <li>一般社団法人環境共創イニシアチブが定める「令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 公募要領」の別表1に記載の対象設備の基準値を上回る設備</li> <li>2025年度の目標基準値以上のヒートポンプ給湯器又は「おひさまエコキュート」</li> </ul>	
冷凍・冷蔵設備	次のいずれかに該当する場合。 <ul style="list-style-type: none"> <li>一般社団法人環境共創イニシアチブが定める「令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 公募要領」の別表1に記載の対象設備の基準値を上回る設備</li> <li>統一省エネラベルの省エネ性能が星3以上</li> </ul>	
LED照明	蛍光灯または水銀灯などのLED以外の照明について、器具全体を更新する場合に限る。	
蓄電池の導入に要する経費とし、補助額が20万以上となる場合に限る。		1kWh当たり5万円(ただし、1事業者あたり200万円を上限とする。)
種別	補助対象となる要件	
蓄電池	当該蓄電池が太陽光発電設備と接続される場合に限る。	
運送事業者が配送用車両としての電気自動車の導入に要する経費		1台当たり20万円(ただし、1事業者あたり100万円を上限とする。)

補助対象経費		補助率・額
次に掲げる設備の導入に要する経費。		センターが設備に対して交付する補助額の3分の1以内に相当する額(1,000円未満切り捨て。ただし、当該設備に対するセンターの補助金との合計額が事業費の3分の2となる額を上限とする。)
種別	補助対象となる要件	
充電設備、V2H	一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の対象としている設備	

※ 以下の経費は補助対象外とする。

- ・ 中古の設備や車両の購入に係る経費
- ・ 空調設備、冷凍・冷蔵設備、LED照明、蓄電池の導入にあつては、設備の更新等を行う事業所の所在地と、法人その他団体の代表者や個人事業主の住居が同一である場合。
- ・ 電気自動車の導入にあつては、申請者名義と所有者名義及び使用者名義が一致しない場合。
- ・ 設備設置に伴う直接必要な工事以外の工事（建物の補強、構築物の構築 等）
- ・ 土地の取得や土地の造成の経費
- ・ 銀行振り込み以外の方法により経費の支払いを行った経費
- ・ 振込手数料（ただし、契約金額から振込手数料を引いた額を振り込む場合は補助対象経費とすることができる）
- ・ 消費税及び地方消費税
- ・ その他補助することが適当であると認められない経費